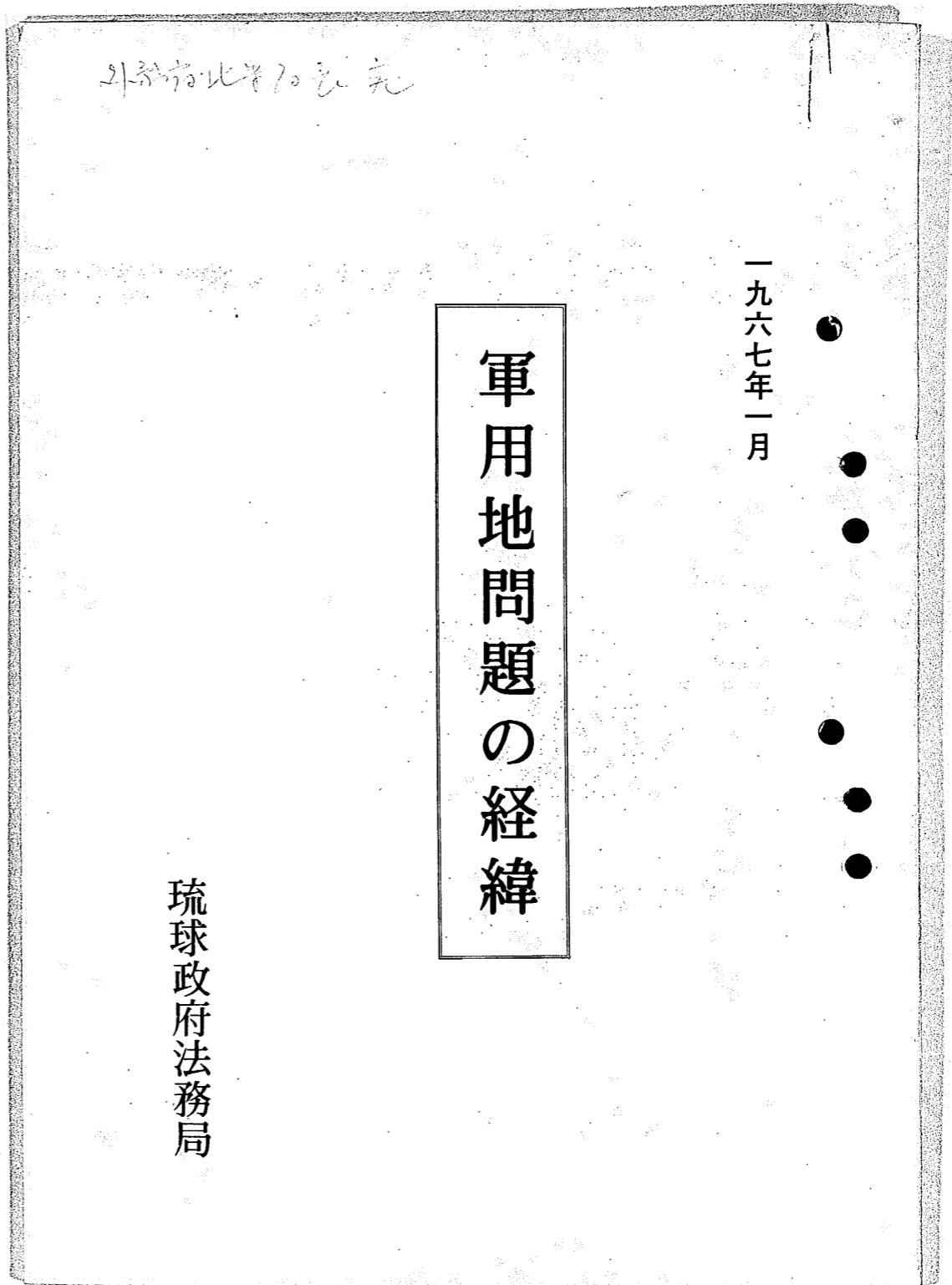
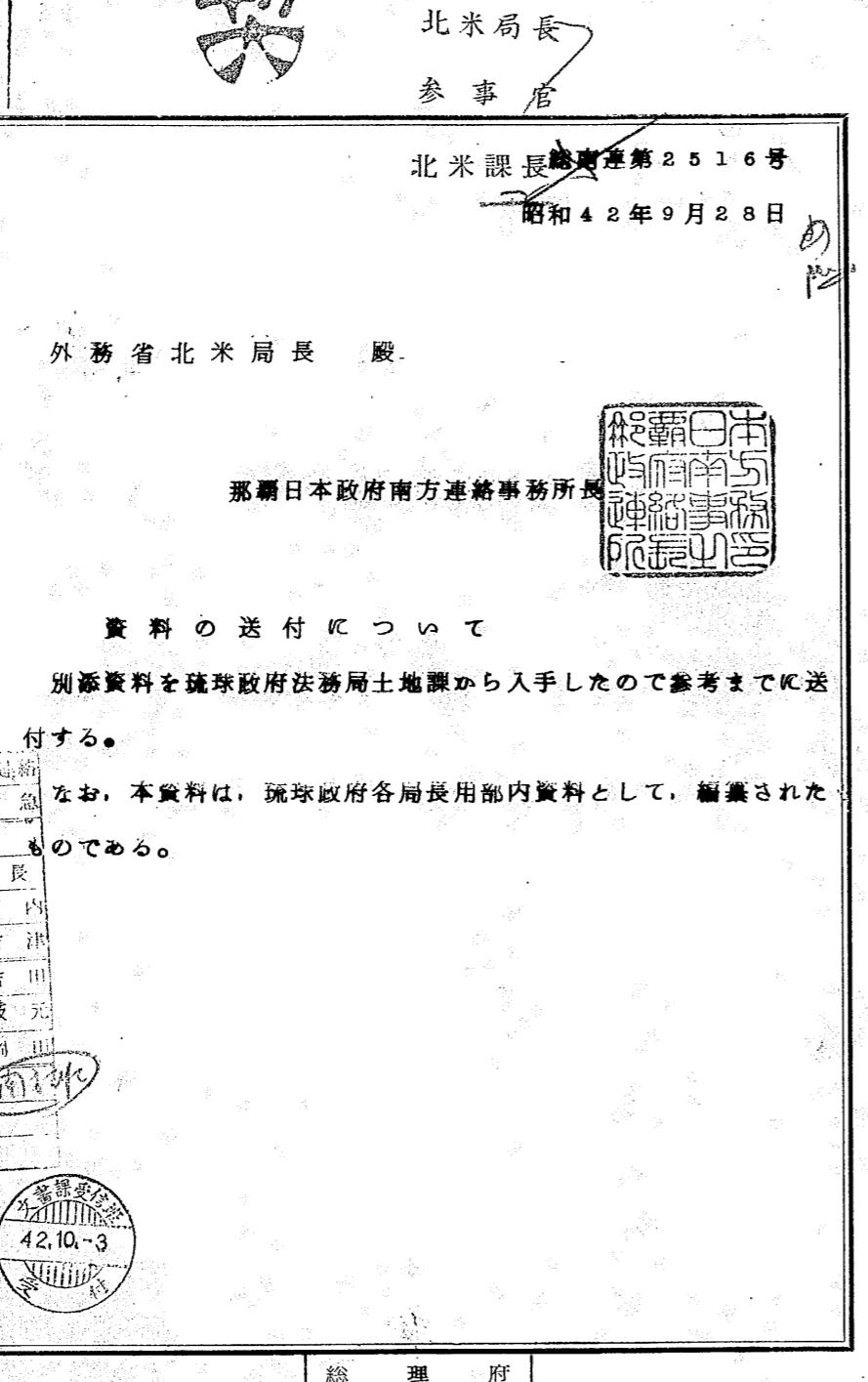


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637

琉球政府法務局土地課



軍用地問題の経緯

目次

戦時法規から布令へ	17
土地問題の胎動	13
島ぐるみ斗争へ発展	12
一括払いの強行	10
土地問題の曙光	7
ワシントン折衝	6
土地問題現地会議はじまる	4
土地問題解決を見る	4
新土地政策の実施	3
軍用地四原則の変遷	2
土地問題現地折衝會議後の軍用地の状況	2
最近の軍用地問題	1
現地折衝における共同声明	1

戦時法規から布令

一九五二年四月二十八日の対日平和条約の発効は、米合衆国の沖縄における土地使用について一大転換を要求した。すなわち、それまでは占領者としての立場で、一九〇七年十月十八日のオ四回ヘーグ會議において定められた陸戦の法規慣例に関する規則に基づいて土地使用を継続してきたが、対日平和条約の発効により占領状態から平時に復し、戦時法規の適用が排除され、統治者と住民という通常各国の国内において政治担当者が住民の土地を使用するとの同一の状態になつた。この結果、米合衆国はその後の土地使用を継続するため、新たな法律上の根拠が必要となつた。その理由で、一九五二年十一月一日に民政府布令オ九十一号が公布された。同布令は、米合衆国が必要とする土地を地主の承諾を得て取得しようとするもので、まず行政主席が土地所有者と賃貸借契約を結び、次に米合衆国と契約するという形式をとつていた。契約期間は、一九五〇年七月一日から二十年間、使用料は、坪当たり一円八銭ときめられていた。ところが、土地所有者のうち、布令オ九十一号に基づいて契約を結んだものは、土地所有者

全体のわずか二%弱であつた。契約期間が二十年という長さだったこと、使用料が驚くほど低かつたことが、契約拒否の主な原因であつた。

土地問題の胎動

布令オ九十一号による契約方式によつては、必要な土地を取得することが困難になつたので、米合衆国は、一九五三年四月三日に民政府布令オ百九号を公布して、契約に応じない地主の土地を強制収用できるようにした。そして同年四月十日に、那覇市字安謝及び字銘苅一帯の土地に対し強制収用オ一号が発せられ、翌十一日に強制収用された。この一方的措置に対し、住民の間に不満の声が胎動してきた。これに追い打ちをかけるように、同年十二月五日に民政府布告オ二十六号を公布し、対日平和条約前から引続き使用してきた土地に対して、当事者間には明示の契約はないが、当時の事情や状況からして当事者間に事実上默認による使用関係があるものとして、黙契による米合衆国の賃借権の成立を一方的に宣言した。さらに、一九五四年八月三日には宣野湾村伊佐浜、同年十月四日には伊江村字真謝及び字西崎などの土地が次々と強制収用され、激怒した住

民と武装軍隊が衝突するという事態にまで悪化した。

島ぐるみ斗争へ発展

次々と発表される新規接收に強く反対を表明し、布令百九号の撤回を要求して、立法院をはじめ、行政、市町村、軍用土地連合会など、一体となつて、市政府と再三にわたつて折衝を重ねたが、双方の主張に大きな相異があつて結論を見るに至らず、ついに市政府折衝に見切りをつけ、ワシントン折衝すべての望みを託し、住民代表を派遣することになつた。そしてワシントンに望む基本態度として、正補償を要望する。（毎年払いを要望する。）
（新規接收に反対し、未使用地の解放を要望する。）
（損害補償の促進と法規の改廃を要望する。）
わゆる四原則を掲げ、行政主席比嘉秀平、経済企画室長瀬長浩、立法院議員犬山朝常、長嶺秋夫、新里銀三、軍用地連合会長桑江朝幸の六人を住民代表に決定し、一九五五年五月二十三日渡米の途についた。代表团一行は、米國下院軍事委員会で四原則を含む土地問題について現地の実情を強く訴え、米本国においても相当の世論と同情を集めた。その結果、一九五五年十月二十三日に、メリビン、ライス議員

を团长とする沖縄軍用地調査団が派遣され、現地沖縄において軍用地の状況をうぶさに調査した。しかし、同調査団の帰国後発表されたいわゆるブライス勧告は、住民の期待を裏切り、「一括払い及び新規接收を含んだ勧告であつたため、住民をいたく失望させた。それに対し、一九五六九年九月に法務局長真嘉屋実男氏の起草による「ブライス勧告に対する反論」を出すとともに、立法院をはじめ、行政、市町村長会、市町村議長会などが連日開かれ、ブライス勧告拒否の立場を堅持し、これが容れられない場合は、総辞職をも決行するという態度を表明した。他方、各市町村に於いては軍用地問題四原則貫徹住民大会が連日開かれ、島ぐるみ斗争へと発展していく。

一括払いの強行

こえて、一九五七年一月四日、レムニツツア琉球列島民政長官は、琉球の首脳部（行政主席当間重剛、副主席神村孝太郎、立法院議長与儀達敏、副議長長嶺秋夫、上訴裁首席判事仲松恵爽、法務局長宮良長辰、市町村長会長吉本栄真）と会談し、「一括払い及び新規接收は、米合衆国の最終方針である旨を発表」その目的で、一九五七年二月二十三日に民政布令

地地域に対して次々と收回宣告書が発せられ、それまでの賃借権がすべて賃定付土地保有権に切り替えられて一括払いが強行されていった。

土地問題の曙光

才百六十四号が公布された。同布令は、米合衆国の土地取得について、契約方式と強制收回の二つを定め、契約できない土地に対しては強制收回する旨を定めたものであり、取得する権利としては、賃借権、地役権又は賃定付土地保有権の三つとし、それまでに、布令九十一号、布令百九号及び布告二十六号で取得した賃借権を前述の三つの権利のいずれかに（主として賃定付土地保有権に）切り替えることを目的としたものであつた。特に、賃定付土地保有権を取得する土地については、その土地の全価格に等しい地料を一括して支払うという、いわゆる「一括払い」方式が打ち出された。この一括払いによる土地取得は、事実上土地の買い上げになり、沖縄に対する日本領土主権を侵害することになるとして、住民の島ぐるみ斗争にますます油を注ぐものとなつた。こうした住民の混乱をよそに、ついに、一九五五年五月四日、賃定付土地保有権の收回宣告書オーラー号が、那覇軍港一帯の土地二十五万余坪に対して發せられた。さらに、一九五八年一月二十四日には、嘉手納空軍基地一帯の土地二百余坪に対し、同年一月二十九日には、読谷、恩納、金武、具志川、石川、勝連、与那城、宜野湾、知念、玉城、佐敷、三和、東風原、具志頭の十四ヶ市町村に所在するナイキ基

その後も幾度となく対民政府折衝を重ねたが、双方の主張に歩み寄りが見られず、住民の懸念の不安と混亂のうちに、一九五八年四月十一日、総選挙後の立法院本会議を迎えた。時に本会議に臨んだムーア高等弁務官から「土地接收計画については現在ワシントン政府当局で再検討されている」とのメッセージが発表され、その後、同高等弁務官は、院内議長室で、安里議長、与義民主党總裁、平良社大党書記長、当間主席、仲松上訴裁主席判事等と懇談し、席上「D.D.」に対して「一括払い中止を指令した」旨を明らかにした。また時を同じくして、同年四月十五日には、仲綱の軍用地政策について勧告、調査団長として来島した米國下院軍事委員会のブライス委員長も「ワシントン政府の仲綱土地政策再検討の決定には賛成だ」とのD.P.共同電がもたらされ、低迷した土地問題が再び住民の関心事となり、その解決によく明るい曙光が見えはじめた。

ワシントン折衝

一九五八年五月二十日、ブース高等弁務官から当間主席あてに「六月二十日ごろ、陸軍長官並びにその閣僚と相互の利益に関する諸問題を討議するための代表六人をワシントンに招待する」との正式文書が送られた。そして渡米代表団として、立法院議長安里横千代、民主党總裁与儀達敏、行政主席当間重剛、法務局長赤嶺義信、軍用土地連合会長桑江朝幸、市町村長会副会長渡慶次賀善の六人を決定した。代表団は出発に先立ち、ブース高等弁務官と会見して、「括払い廢止の支持を要請、同高等弁務官からも「自己の権限内において改善に努力する」旨の表明があつて、いよいよ軍用地問題の前途に明るい見通しがでてきた。代表団のうち當間主席は、一足先に同年五月三十一日、南米経由、他の代表団は同年六月十日、東京経由渡米の途についた。同年六月二十五日代表団一行ワシントン着、翌二十六日から、さつそく米政府当局との予備折衝に入った。折衝に当つても、代表団は全住民の期待にむくいるため、終始悲壮な決意をもつて住民の苦衷を訴え、一方折衝状況を逐一現地に伝え、現地においても住民が丸とな

つてこれに応じ、代表団の対米政府折衝を側面的に効果あらしめた。米政府当局との正式会談が同年七月一日から七日まで続けられた。正式会談中、代表団の一括払い廢止の主張に対しても、米政府当局は、一括払いを望む者の自由意思も尊重すべきであるとの反論があつたりして、折衝の困難を思わせたが、ついに、沖縄住民の納得できる政策を採用するとの譲歩がなされ、同年七月七日（日本時間七月八日）に表され、「この政策は、最終的には現地において、高等弁務官と沖縄側との折衝で解決する」との共同声明が発表された。軍用地問題の解決に明るい前途がついたのである。

土地問題現地折衝会議はじまる

ワシントンでの共同声明に基づき、現地において土地問題の政策について検討するため、一九五八年八月六日、ブース高等弁務官は、住民代表十二人の選定を主席に要請してきた。この要請を受けて翌七日に立法院の承認を得て、次の十二人が住民代表に決定された。

立法院側

安里横千代（議長） 長嶺秋夫（副議長）

担当事項

△ 貸貸借の契約方式

△ 契約当事者協議方法と所有者の決定、賃借権の登記、賃貸借契約のできない場合

△ の収用手続と折衝方法
△ 賃貸料の支払方法

オ二一分科委員会

委員長 久貝良順（法務局次長） キング大佐
△ 年間賃貸料の評価方法

△ 賃貸料の再評価計画
△ 復元補償と損害補償

オ三分科委員会

委員会 知念朝功（官房長） レーン（D・E）
△ 民政府法律顧問

△ 借地の登記、賃貸借契約のできない場合
△ の収用手續と折衝方法

オ四分科委員会

委員会 知念朝功（官房長） レーン（D・E）
△ 借地の登記、賃貸借契約のできない場合
△ の収用手續と折衝方法

ことができるようになった。この制度を利用して地主は一度に多額の資金を得ることができるようになり、これで得た資金は、地主の経済活動の原資となつてゐる。

オ三に、同日づけで、高等弁務官布令オ十八号「暫定借地権の取得」が公布され、同布令により、布令オ百六十四号の限定期付土地保有権が廃止され、すでに設定された限定期付土地保有権は、すべて五年賃借権に切り替えられていつた。

オ四に、軍用地問題に關して起り得る諸問題を調査検討し、高等弁務官へ解決方を勧告する目的で、琉米合同土地諮詢委員会が設置された。同委員会は、高等弁務官の諮詢機関で、主席任命による仲間側委員四人と、高等弁務官任命による米側委員四人などで構成され、これまでたびたび活動し、軍用地問題に關して惹起する諸問題の解決に多大の貢献をなしてきた。

オ五に、一九五九年二月十二日に、現行法である高等弁務官布令オ二十号「賃借権の取得について」

が公布され、これまで米合衆国が保有していた既得権がすべて、一九五八年七月一日（新土地政策発効日）に遡つて、同布令の二種類の賃借権（不定期賃借権と五年賃借権）のいずれかに切り替えられていつた。

(b)

から、六十日以内に、琉球政府が地主と折衝して基本賃貸借契約を締結することができない場合において、六十日以上百二十日以内

オ二、基本賃貸借契約の折衝が不成功に終づた旨、琉球政府から通知があつた場合

オ三、特別な事情で、高等弁務官の特別な認可があつた場合

即時占有命令

米合衆国は必要とする土地をただちに使用及び占有すべき緊急の必要がある場合は、財産取得要求告知書を提出してから収用宣告書を提出するまでの期間は、何時でも即時占有命令を発して土地を使用及び占有することができる。その後同一の土地について折衝契約又は収用宣告書の提出によつて賃借権が取得されると、この賃借権の取得日は即時占有命令の提出日以後になつてはならないことになつてゐる。

(c)

一時使用許可（いわゆる黙認耕作）

米合衆国は、緊急に必要としない土地を所有者又は他の者に一時的に使用許可することができる。ただし、米合衆国の自由裁量によ

た。

布令オ二十号の主な内容は、次のとおりである。

(1) 米合衆国が取得する権利
不定期賃借権と五年賃借権の二種類で、その内容は、土地の上空、地下及び地上並びに当該土地の地上物件の完全、かつ、独占的使用、占有及び享有に及ぶ。

(2) 賃借権の取得方法
△ 折衝契約
米合衆国が必要とする土地の賃借権の取得に當つては、財産取得要求告知書が琉球政府行政主席、所管登記所及び市町村役所に提出され、提出後原則として六十日以内に琉球政府が地主と折衝して基本賃貸借契約を締結し、その後、琉球政府と米合衆国との間で総括賃貸借契約を締結して、米合衆国に転貸する。

△ 強制収用
次の場合には、米合衆国は、収用宣告書を提出して賃借権を強制収用できることになつてゐる。
オ一、財産取得要求告知書が提出されて

り何時でも、この許可を取り消すことができる。

(d) 適正補償（賃貸料）

折衝契約又は強制収用の結果として米合衆国が負担する適正補償の支払いが琉球政府によつてなされた後は、その支払いの過誤に対しては、米合衆国は責任を負わない。また強制収用にかかる適正補償の資金は、地主への支払いのため琉球政府に委託され、特別口座預金として琉球銀行に保管される。この特別口座に保管された資金は、十年間は琉球政府が地主に支出できるが、十年経過後は要求次第に返還する。以後地主は米合衆国に請求することができる。

(e) 土地裁判所への訴願
強制収用にかかる適正補償に対し不服のある者は収用宣告書が提出されてから六十日以内に、琉球列島米国土地裁判所に對し、適正補償の再審を訴願することができる。この場合訴願者は預託された適正補償の七十五パーセントまで受領することができる。

(f) 復元補償
米合衆国が賃借権を終了させる場合（軍用

地を解放する場合)には、六十日前に、賃借権終了予告書を琉球政府行政主席、所管登記所及び市町村役所に提出し、賃借権終了三十日前に、地主から書面で琉球政府に対し復元要求があれば、米合衆国は、土地の復元について又はそれに代る損害補償について琉球政府及び地主と話し合つて決める。

軍用地四原則の変遷

一九五四年四月三十日、立法院で決議された四原則(1)適正補償を要望する。(2)毎年払いを要望する。(3)新規接収に反対し、未使用地の解放を要望する。(4)損害補償の促進と法規の改廃を要望する。は、軍用地問題解決に対する沖縄側の基本原則である。沖縄側はこの四原則を掲げて島ぐるみで民政府折衝及びワシントン折衝を続けた。その結果、一九五八年七月七日、ワシントンにおいて沖縄代表とワシントン政府当局の共同声明が発表され、四原則を含む主要な土地問題が現地沖縄において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決することになった。その目的で、米側代表及び沖縄側代表それぞれ十二人からなる土地問題現地折衝会議が、一九五八年八月十

一日から同年十一月三日まで開かれた。それではこの現地折衝会議において四原則がどのように解決され、その後どのように実施されているか、次にその概略を説明する。

(1) 適正補償の要望

現地折衝会議のオ三分科委員会において、△年間地料の適正補償額(年間最高借賃)を設定する方針を決定し、△そのための法令を琉球政府によつて制定することが決定された。オ三分科委員会の合意決定事項がオ三回目の全体会に報告され、全体会議の承認を得て共同声明として発表された。この共同声明を実施するため、琉球政府においては、一九五九年立法オ一号「土地借賃安定法」を制定し、この立法に基づいて土地借賃評価委員会(立法院の承認を得て主席任命による賃貸人、賃借人及び学識経験者の中からそれぞれ六人をもつて構成)を設置し、軍用地を含む全沖縄の土地について、市町村別に地目等級ごとに、この立法で定める算定基づて土地の年間最高借賃を決め、この最高借賃でもつて、布令オ二十号オ七項の適正補償(地料)が支払われている。

一日から同年十一月三日まで開かれた。それではこの現地折衝会議において四原則がどのように解決さ

れ、その後どのように実施されているか、次にその概略を説明する。

(2) 新規接収反対と未使用地解放の要望

現地折衝会議のオ一回目の全体会議の挨拶で、ブース高等弁務官は米国の政策として「新規接収を最少限度に抑える。未使用地はできるだけ解放する」ことを表明した。すなわち、今後も必要高少限度の新規接収はあり得ることを明らかにした。そのことを前提として、△それでは新規接収をする場合の契約様式をどうするか、△契約できない場合の取用手続をどうするか、ということがオ一分科委員会の検討事項とされた。オ一分科委員会では幾回となく検討が加えられた。

その結果、△新規に土地を取得する場合は、

まず琉球政府が地主と折衝して基本賃貸借契約を結び、さらに琉球政府と米合衆国との間で総括賃貸借契約を結んで土地の賃借権を取得する。
△琉球政府が地主と折衝して基本賃貸借契約を結ぶことができない場合には、米国が土地を強制収用することもあり得るという点で、琉球双方の委員間に意見の一一致を見た。
このオ二分科委員会の合意事項がオ二回目の全体会議に報告され、全体会議の承認を得て、共同声明として発表された。この共同声明を受け

て布令ガ二十号オ一二項a・b・eにそのこと

が規定されている。これまでの新規接収は、同布令の当該規定に基づいて行なわれてきた。

他方、未使用地の解放については、逐年解され、一九六六年十一月一日現在までに、五

十八万余坪の軍用地が解放されている。

△ 損害補償の促進と法規の改廃の要望

△ 法規の改廃の要望について

現地折衝会議のオ一分科委員会において、

△ 布令オ百六十四号の限定期付土地保有権を廢止することを決定した。

この合意決定事項がオ二回目の全体会議に

報告され全体会議の承認を得て共同声明として発表された。

この共同声明の趣旨に沿つて、一九五九年

一月十三日に、高等弁務官布令オ十八号「暫定借地権の取得」が公布され、同布令によつて

限定期付土地保有権を規定した布令オ百六十四号の当該条項が廃止された。さらに同年二月

十二日に現行布令オ二十号が公布され、同布令によつて軍用地に關係ある数個の布令が改廃された。(布令二十号オ十二項を参照)

△ 損害補償の促進要望について

このことは駐留軍の不法行為によつて加えられた損害に対して適正補償をせよという要望で土地問題と直接關係のないものであつた

ので現地折衝会議においては取り上げられなかつた。

このことに關しては、一九五二年十二月四日に当時の民政副長官ビートラー少将の書簡によつて、駐留米軍の不法行為によつて加えられた損害の請求については、「外国補償請求法」を適用して処理することが明らかにさ

れ、以来この問題は同法に従つて処理されている。

-12-

土地問題現地折衝会議後の軍用地の状況

地元市町村では、これ以上土地を取られることは

農民の死活問題であるとして、いち早く阻止斗争に立ち上がつた。また、復帰協や原水協などの各種団体でもこの問題を重視し、「米合衆国が計画しているこれらの措置は、ベトナム戦争の激化に伴い、仲縄の前戦補給基地としての機能を拡大するためのものであつて、反戦平和及び県民の財産権保持の立場から絶対に阻止すべきである」として連日わたりて各種大会を開き、反対決議を採択、陳情、請願書が高等弁務官、行政府、立法院などに手渡されるに至つて、この問題は、全般的な規模で会社、政治問題として大きくクローズアップされた。

立法院及び行政府でもこの問題を重視し、事態の悪化を憂慮して対策に乗り出した。まず立法院においては、行政法務委員会を中心に行地視察、地元民の実情聴取を行ない、一九六六年六月十日の本会議で「軍用地強制接収に関する反対決議」を全会一致可決、同決議で「新規接収は、極東の紛争のための軍事基地の拡大強化を図るもので不安である」と指摘するとともに「同接収は、農民の生活を破壊するもので人道上も許せない」と激しく抗議し、接収撤回を高等弁務官へ要請した。

次いで、一九六六年六月三十日には「軍用地問題

また、同期間内に不要な軍用地が五十五万余坪にわたつて解放されている。

同期間における新規接収の場合は、農耕地はわずか

でその大半が山林又は原野であつた關係もあつて、住民の関心を呼ぶほどの軍用地問題は惹起しなかつた。

最近の軍用地問題

一九六五年の末期から、那覇軍港、勝連半島ホワイティビーチなど各地の米軍基地の拡張工事が押しすゝめられ、また読谷村、嘉手納村など各地にわたりて默認耕作地が次々に取り上げられるなど、基地を取りまく情勢がわかにあわただしくなってきた。

こうしたなかに、具志川村字昆布の約二万一千坪

の農耕地に対する新規接収の問題が持ち上がり、続

いて知念村字志喜屋及び字山里の約十三万三千坪の農耕地に対する立入測量の問題、電力公社による浦添村字勢理客の仲継月星ゴム工場跡敷地の問題、さらには、一九六六年五月二十六日、嘉手納空軍基地でのワシントン高等弁務官による「新軍港計画」の声

明などもあつて、一九五八年の土地問題現地折衝会議で妥決を見て以来、鳴りをひそめていた軍用地問題が再び息を吹きはじめた。

-13-

対策特別委員会」を設置し、閉会後も常時この問題に対処していくことになった。その後九月二十二日、特別委員会の全委員と長嶺議長がワトソン高等弁務官と会見し、住民の実情を訴えるとともに、接收撤回を強く要請した。これに対し同高等弁務官は、「一九五八年の現地土地折衝会議の協定を持ち出し、米合衆国は新規接收を最少限度に食い止める政策をとっている。今回の接收は自由諸国防衛のためぜひ必要だ」と述べ、米合衆国の既定方針を変える意思のないことを表明した。

他方、行政府もこれまでに再三にわたって軍当局や民政府当局に会い、仲縄の土地事情や地元民の窮状を訴え、極力接收を控えるよう折衝を重ねてきた。このように地元市町村、各民主団体、行政府、立法院などが強力に抗議、要請、折衝を続けたにもかかわらず、双方の主張に大きな相異があつて、少しの歩み寄りも見られないまま、問題は紛糾し今日に至っている。

具志川村字昆布の新規接收

一九六五年十二月に米合衆国（D・E）から具志川村当局に対し、天願軍機橋から陸揚げされる軍需物資の集積所に使用したいから、昆布崎原及び田之

間に再三にわたつて詰合がもたられ、地主の窮情を訴えるとともに、その打開策について忌憚ない意見が交わされた。村当局や行政府の主張に対し、軍当局から「接收を撤回し又は予定地を変更することはできない。接收後九十パーセントは黙認耕作を許可する。代替地の造成にはできるだけ協力する」との妥協案が策示されたが、双方の主張に相異があつて、地元民や村当局を納得させることができなかつた。米合衆国（D・Eや軍当局）は事態の悪化をさけ、できるだけ折衝契約にもつていくため、一九六六年六月十日に財産取得要求告知書改訂オ二号を提出して折衝期間を延長する措置をとつた。

その後、地元を中心として接收阻止斗争がますます激しくなつていつた。そうした中で三十八人の地主中六人が契約に応じただけで、あわや強制収用されるのではないかと見守る中で、一九六六年十月七日に財産取得要求告知書改訂オ三号が提出され、折衝期間が再び延長されて今日に至つてゐる。

知念村の立入測量

一九六六年三月三十日、民政府から知念村当局に対し通信施設用地として適当かどうか、地質地形調査をしたいので、字志喜屋及び字山里の農耕地十三

尾原の耕作地約二万一千坪を賃借したいとの申入れがあつた。

その後も再三にわたつて、地主や村当局に同様な申入れがあつたが話し合いがつかず、どうをにやした

米合衆国（D・E）は、一九六六年一月二十五日に財産取得要求告知書を提出、翌二十六日には即時占有命令書を提出して、一九六六年二月一日づけで土地の占有権を取得する旨通告してきた。

昆布の場合、地主三十八人中、接收されることによつて完全に耕作地を失う者が十七人もいるという深刻なものになつてゐる。かつてこの土地は、荒蕪地であつたのを数年前にブルを入れて開墾したところ

で、地主のこの土地に対する愛着心もひとしお強い。また昆布の場合、全面積の四十四パーセントが既軍用地で、これ以上土地を取られることは死活問題である。そのうえ、昆布の周辺には大きなガソリンタンクや弾薬貯蔵庫などがあり、近くに大イキ基地を控え、今でさえ危険と不安の中で生活しているのに、

さらに新規接收して軍需物資の集積所にされると、どんな危険なものが持ち込まれるか分らない。どうのが新規接收に対する地元民の主な反対理由である。

その後、村当局、行政府、軍当局、民政府の四者

万三千坪にわたる立入測量をさせてもらいたいとの申し入れがなされた。村当局では問題を重視し、さつそく志喜屋及び山里の両自治会長に伝達、両部落では区民常会を開いて検討した結果、立入測量は、新規接收を前提としたものであるとして、絶対反対の態度を決め、その旨を政府を通じて民政府へ伝えられた。

立入測量が申込まれている土地は、終戦後まもなく、米軍が駐屯してコンクリートを流すなど施設されていてが、コンクリートを堀り起すなど復元に努め、やつとキビ作ができるようになつたばかりである。またこの土地は、字志喜屋の全耕地の五十パーセント、字山里の全耕地の二十五パーセントに当たり、そのうえ水道の水源地帯になつてゐるので、接收されることは、死活問題である。というのが立入測量に対する地元民の主な反対理由である。

その後、村当局、行政府、民政府の三者間で話合

いをもつて、再三にわたつて折衝を続けたが、民政府や軍当局は、この土地はぜひ必要であるとして態度を変える様子もなく、その後打開策として黙認耕作や代替地造成の問題が検討されたが、地元民や村当局が絶対反対の態度を堅持しているため、折り合いがつかないまま今日に至つてゐる。

浦添村の沖縄月星ゴム工場跡敷地問題

同敷地を賃借していた沖縄月星ゴム会社が事業不振のため、一九六五年四月に閉鎖したのでそのあとをねらつて電力公社が借地を申込んできた。同公社は、那覇市内に事務所を間借りし、瑞ケ観の軍建物を借りて資材置場にしてきたが、一九六五年八月に軍指令部から軍建物を明け渡すよう命令を受けたので、この際事業率を挙げるためにも事務所と資材置場を一括して月星ゴム工場跡敷地にもつていきたいというのがその理由である。

同敷地は、浦添村有地で商業用地域として发展させ、あわせて村財政の確立をはかるという目的で、田であつたところを一九六〇年にとぼしい村財政の中で借金して造成したところである。ところが電力公社は民政府機関であるので村民税、固定資産税、教育税などが一セントも取れない。村当局では、議会を開き、特別委員会を設けて検討した結果、同敷地の半分なら貸してもよいとの態度を決めた。しかし、公社は半分では十分でないとしてあくまでも全敷地の賃借を主張した。

そのため、これまで好意的であった議会もその態度を硬化させ、全面反対の方針を打ち出した。ところであわせて村財政の確立をはかるという目的で、田であつたところを一九六〇年にとぼしい村財政の中で借金して造成したところである。ところが電力公社は民政府機関であるので村民税、固定資産税、教育税などが一セントも取れない。村当局では、議会を開き、特別委員会を設けて検討した結果、同敷地の半分なら貸してもよいとの態度を決めた。しかし、公社は半分では十分でないとしてあくまでも全敷地の賃借を主張した。

そのため、これまで好意的であった議会もその態度を硬化させ、全面反対の方針を打ち出した。ところであわせて村財政の確立をはかるという目的で、田であつたところを一九六〇年にとぼしい村財政の中で借金して造成したところである。ところが電力公社は民政府機関であるので村民税、固定資産税、教育税などが一セントも取れない。村当局では、議会を開き、特別委員会を設けて検討した結果、同敷地の半分なら貸してもよいとの態度を決めた。しかし、公社は半分では十分でないとしてあくまでも全敷地の賃借を主張した。

そのため、これまで好意的であった議会もその態度を硬化させ、全面反対の方針を打ち出した。ところであわせて村財政の確立をはかるという目的で、田であつたところを一九六〇年にとぼしい村財政の中で借金して造成したところである。ところが電力公社は民政府機関であるので村民税、固定資産税、教育税などが一セントも取れない。村当局では、議会を開き、特別委員会を設けて検討した結果、同敷地の半分なら貸してもよいとの態度を決めた。しかし、公社は半分では十分でないとしてあくまでも全敷地の賃借を主張した。

現地折衝における共同声明

「一九五八年八月十一日発表」

現地土地折衝初会議の終了に当たり

沖縄の軍用土地問題を相互に納得のいくよう解決

るが、公社はついに布令二十号の発動に踏み切り、一九六六年六月一日に民政官名で財産取得要求告知書を提出、同時に即時占有命令書を提出して、同敷地の使用を開始すると通告して来た。村議会はあくまで阻止する態度を見せた。村当局も苦境に立ち、いつたが、強制収用をさけるため、又吉村長は行政府、民政府と譲歩について再三にわたって話し合つた。その結果、公社側がついで譲歩を示した。それによると「同敷地八千八百坪のうち六千八百坪を賃借する期間は一九六六年六月一日から五年、賃借料は年間二万八千ドル」この案で双方妥結、村当局は議会にかかるて承認を得た。

黙認耕作地の取上げ

黙認耕作地といふのは、軍用地内でさし当つて軍が必要としない場合に地主等に一定条件の下に一時的に耕作を許されている土地（暗黙の状態で耕作が許されている土地を含む）で、軍が必要な時は何時でも取り上げられる土地のことである。

こうした黙認耕作地が基地拡張の理由で、一九六五年八月から一九六六年十一月一日現在にかけて、那覇エアベース内と那覇軍港地域内で三万六千余坪、読谷村ボーロー射撃地域や読谷村飛行場内で五

案を生み出す事を目的とし、今後も引き続き行われる公式な琉米土地会談の初会議は今日、沖縄那覇在のハーバービュービル内で終結された。

この会談に関する共同声明は、米国側代表並びに琉球住民代表によつて発表された。

現地の土地折衝会談はワシントンに於いて、再検討中の土地政策の一部をなすものであり、且つ国防省首脳並びに他の関係ある米国首脳者と当間重剛主席を始め琉球側代表者との間にワシントンで開かれた最近の会議の結果行われるものである。

高等弁務官ドナルド・E・ブース中将は開会の挨拶を述べ、その挨拶の中で七月三十日付の声明、即ち「もつと満足的な解決案が見出される事を予想しながら、過去に於いて収用された一切の限定付土地保有権を廃棄し、それに関連する唯一の方針である一括払方式を完全に放棄し、且つ米国はそれらの土地を使用するために地代の毎年払いを行う準備を有する。」

過去に於いて収用された一切の限定付土地保有権を廃棄し、それに関連する唯一の方針である一括払方式を完全に放棄し、且つ米国はそれらの土地を使

約様式の案出

2. 農地住宅地及び商用地、林野及びその他適切な種別の土地の年間賃借料を定める適切な評価方式の案出
3. 年間賃借料の定期的再評価計画案の案出
4. 賃貸借終結の際の米国の土地原状回復の義務
5. 又はそれに代る損害補償の適切なる決定の案出
6. 賃借権の登記並びに協議による賃貸借契約が得られない場合の収用手続きを含む適切な賃貸借契約当事者、協議方法、所有者の決定、米国の賃借権の登記並びに協議による賃貸借契約が得られない場合の収用手続きを含む適切な賃貸借契約の折衝及び実施方法の案出
7. 琉球政府による地主の安定を効果的に計る適切な立法の制定
8. 限定期付土地所有権の賃貸借への切り換え、限定期付土地保有権のための預託金の処理並びに地主が限定期付土地保有権による支払いを受領した場合の取り扱いを含む米国の取得した限定期付土地保有権の処理に関する計画案の案出
9. 地主が長期の賃借料の前払いを希望する場合の処理方法の案出

分科委員会に委託し、今後の全体会議にかけて承認

なる彼等は相互の理解と善意によつて住民の利益に基づき公平且つ妥当な結論を得ることを熱望する旨述べた。

一九五八年九月八日

オ二回 土地政策会議の共同声明

沖縄の軍用地問題にとつて、相互に納得のいく解決を目指す二回公式琉米土地政策会議は、今日ハーバービュウビルで終了した。同議会の声明は琉米双方の代表者達が合同で作成したものである。高等弁務官ドナルド・P・ブース中将は開会の挨拶を述べ、その中で彼はオ一回の会議の結果について再び述べ、各分科委員会の琉米双方委員が勤勉、且つ懸命に又誠意と調和をもつて相互関係を保ち、更に懸案の問題に対し慎重さと理解をもち、その証拠として彼等がしばしば会合を開き多くの課題について意見の一致をみていることに對し称讃した。それから会議参加者は各分科委員会の報告の審議に移りこれを正式に記録(承認、修正等)した。

次にあけるものは会議者が採択した各分科委員会の報告の要約である。

オ一分科委員会は米合衆国が必要とする土地は、

を得る種々の案を作成することになった。

高等弁務官の開会の挨拶の中ににおいて、彼は琉球側の代表者がワシントン滞在中限定期付土地保有権に伴う一括払い方式が廃棄されば、毎年の地税の代りに纏めた金額の必要な地主の要望を満たす満足な方法が見出されると米首脳者に示唆したと聞いていたと述べた。彼は「これに関し適當な今後の会議で皆様の案をうかがいたいと思つてゐる。私は又同時にワシントンに滞在した皆様が琉球政府において地税の安定を効果的に計る立法を制定すべきである。

この課題については適當な処置とその履行面を綿密に考慮する必要があると思う。と示唆したところが、これらは連述に大きな信頼がかけられたからである。」と述べた。

琉球代表は彼等が大多数の琉球住民を代表するものであり、代表団の構成に當つては琉球政府行政府並びに立法院の承認を得ておると述べ、ワシントンでの会議中に於ける琉球代表団は相互に満足のいくような解決案が見出されば、土地問題にからむ琉球の政治問題は解消すると表明して見解を再び確認した。

評価、長期間の前払賃料、復元義務等の分野における特別規定の決定を必要とする。合衆国によつて保持されているすべての土地に関する既得権は不定期又は五ヶ年賃貸借権に改める。限定期付土地保有権は取扱されない。新賃貸借の規定により修正されたり現存の賃貸借の権利及び義務はすべて継続する。

オ二分科委員会は、農耕地に関する限り年間賃貸借

料は土地の生産力に基づいて算定されることに意見の一致を見た。農地の生産高を決定するには一九五五年から一九五六六年間の生産記録を基礎にすることに意見が一致した。この記録は米國土地委員会 D・E、

琉球政府、米国民政府並びに弁護士及び市町村長等の共同調査に基いて作成されたものである。

上記の基礎は一九五七年及び一九五八年於ける生産率に変更があれば、これを反映するために調整する事が出来る。或る場合には水田及び畠地とも、等級の低い土地が他所の高級の土地よりも生産高が高い事を認める。従つて各市町村の生産実績が年間賃借料を決定する基礎となる。畠地の生産高を見積るに当つて考慮される農作物は砂糖キビ、甘蔗、大豆及び諸種の蔬菜類である。更に農地種類は合衆国によつて収用された当時のまゝとすることに意見の一一致を見た。但し一九五六六年五月十日付民政府指令

オ五号及び一九五八年三月十九日の改正に基き相違があつた場合訂正することが出来る。原野及び山林の使用について合衆国が支払うべき年間賃借料は同じ地域に於けるオ五級畠地の生産力カバーセントイジを基礎として算定する。これには特殊地域は含まれない。特殊地域に存する農地、山林及原野についても追つて討議する。

オ三分科委員会では琉球政府が地価の安定を計るため適切な法律を制定することに意見の一一致を見た。

この法律は次の諸点を含む。

一、施行朝日は一九五八年七月一日とすること。

二、琉球政府の管轄下にある各市町村の台帳に登録された土地の種目別及び一筆原帳に登録された

等級別の年間賃貸料価格表。

三、価格表は琉球列島のすべての地主に各市町村の合帳及び一筆原帳に登録された土地の地目別及び等級別に課し得る坪当たり最高年間賃貸料価格表は米琉双方の承認を得ること。

四、この賃貸料価格表は年月日(この朝日はオ二分科委員会が提示する)まで有効とし、その時

に於いて価格表の算出に用いた同一の価格算出公式を用いてすべて賃貸料価格を再評価すること。即ち公式の因数を調整する。

六価格表に示めされた価格は地主が課し得る地料

の坪当たり最高額であり、これに反した場合は法

によって罰せられること。

七琉球の地主は不満がある場合には坪当たり地料の最高額は

(1) 価格表の適用の誤り

(2) 土地の表示及び同一性について

(3) 地上構築物の価格の問題

(4) 坪数が不正確な場合

同分科委員会では米國が現在保持している限定期付土地保有権をその限定期付土地保有権が取得された日付を以つて、不定期賃貸借権に切替えることに決定した。すべて地主は限定期付土地保有権が賃借権に切り替えられる日から、新規の不定期賃貸借計画案の施行朝日まで、一九五五年度の率に基づく現行手続により仮地料を米國から受領することになる。

地主は以前にその希望によつて受領した金額を返納し、限定期付土地保有権が取得された日から新規の不定期賃貸借計画が施行される日まで、現行率又は一九五五年度で米國から年間地料を受けることが出

一九五八年十月六日

-21-

琉球における土地問題に相互に満足のいく解決案を生み出すため努力をしている琉球双方の代表者に残されている多くの重大な問題点に今日意見の一致をみた。

各分科会は、今日ハーベーピューリルで行なわれた合同会議において割当てられた次の議題について

解决を見、相互に意見の一一致を見たと報告した。

去る九月八日の全体合同会議以来三つの分科会で意

見の一一致を見た主な点は次のとおりである。

一、現在合衆国が保持している土地について長期間前払いを行なう地料は、一九六九年で満了する

十ヶ年の期間に制限し、斯る地料を望む申請者は琉球政府の定める資格条件を備えなければならぬ。

二、琉球政府土地借賃価格安定法案

三、農耕地の地料は、生産高に基づくものとし、その一定の率に応じ支払うものとす。

四、再評価は五ヶ年毎に行なう。土地復元又はそれ

に代る損害額の支払いに関する合衆国の債務は、合衆国が賃借契約を終了する時に公平且つ適正な方法で解決するものとす。

五、琉球政府が米国の必要とする土地に対し契約を締結し得ない場合の合衆国による土地強制収用手続

この会議に臨んだアメリカ側代表は琉球列島高等弁務官ドーナルドP.ブース中将を始め首席民政官ヴ

オーナーF.ハーディヤー准將、副民政官ローデリックM.ギーリス氏及び総領事オルコットH.デーミング氏、D.マ.ハントン、ファイシユ大佐を含み中央及び地方政治体並びに地主協会を代表する琉球指導者は、琉

球政府首席当間重剛氏及び立法院議長安里積千代氏

等が中心となつた琉米双方の三分科会員及び関係職員もこの全体会議で修正又は承認を得るべく報告書を提出するため今日出席した。ブース中将は同会議の開会の挨拶で「協議事項の各号について協定に到達するための努力が不斷に払われていることは誠に喜ばしいことであり、吾々が目標に近づきつつあることを信ずるものである。」と述べた。

オ三分科会では長期間の地料前払いを望む地主の問題点を考慮し、左記の点に意見の一一致を見たことを報告した。

新設の土地計画の発効日を一九五八年七月一日とする。現在合衆国が保持している土地について琉球政府の安定法の下に公布される新規の地料価格表に基づき、一年分の地料を一九五八年七月一日から

一九五九年六月三十日までの期間について支払う。

そこで地主はすべて琉球政府の安定法の定める当時の現行最高地料に基づき年間地料を受領し、その後は地料の前払いを受ける権利を有しない。前払地料を得る機会は一九六三年六月三十日までとする。

その前払地料は一九六九年六月三十日に満了する十

ヶ年間中その未経過の期間に對するものとする。
一九五九年七月一日後においてある年数の前払い地料の支払は、当該賃貸借効日(現行地料に基づくものとし、該地料前払いの賃貸借期間中に行われる地料価格の再評価による率に基く変更は行なわないものとす)。前払いを申請する人は、琉球政府の法案の定める資格条件の下にその資格を有しなければならない。

地主は琉球政府に対し要請を行なない琉球政府は次の四条件に従つて該當人の資格を決定する。

(一) 本人の移民計画 (二) 代替農地購入 (三) 琉球

政府が決定する特別な然るべき事情等、琉球政府はこの計画に関する全費用を引き受けける。(四) 住宅の購入もしくは建築又は住宅敷地購入。

前払い地料を受領する地主は賃貸借契約の満了前に米国が当該地主の土地を開放しても既受領金額を保有することができる。

前払い地料の受領権が適用されるのは、不定期賃貸借契約のみで暫定もしくは五ヶ年賃貸借契約には適用されない。

最後にオ三分科委員会は琉球政府提案の地料安定法

案に意見の一一致を見た。

オ二分科委員会は、琉球各地の土地評価及び詳細且

分科委員会が設定した規定を包含する総括賃貸借契約、及び基本賃貸借契約様式の草稿を案出するものとする。

一九五八年十月十三日

オ四回 合同土地会談の共同声明

琉米双方の首脳者は、今日ワシントンで検討されるところの、相互に納得のいくような琉球土地計画形成に関するすべての主要点に関して完全な意見の一一致を見たことを発表した。那霸在ハーバービルに於けるオ四回正式会談の閉会に当り、全員一致の妥結発表が行なわれた。ワシントンで行なわれた土地政策検討の一部として、一連の会談は、八月十一日現在に於いて開始した。これらの会談は、去つた夏行なわれた米国防省及び他の米国政府高官と當間重剛主席及び他琉球側代表者間の結果である。

主要点に関する本日の最終会談の終結に当り、琉球列島高等弁務官ドナルド・P・ブース中将は「相互の同意を必要とした主要事項に対し大成功の解決策」を見い出したことに対して会談出席者達と三つの分

科会を賞賛した。

「琉米双方の大多数の人々に納得のいく土地計画を施行する」基礎を確立するためには、この合意は必要であつたし又「私は現地会談の代表ばかりではなくて、また高等弁務官は『可決された計画をできるだけ早く実行に移すためあらゆる努力を払われるでしょう』とも述べた。

同会談は関連事項に関する委員会報告を聽取する目的のため十一月三日再開する旨、意見の一一致を見た。

オ一分科委員会は意見の一一致を見た四つの賃貸借契約方式を提出した。これらの方式は不定期の基本及び総括賃貸借契約並びに五ヶ年或いはそれ以下の

技術的問題が残つてゐるけれども高等弁務官は、ワシントンの土地政策を検討する政府当局へ意見の一一致を見た主要計画をできるだけ早く送付する旨を述べた。また高等弁務官は「可決された計画ができるだけ早く実行に移すためあらゆる努力を払われるでしょう」とも述べた。

基本及び総括賃貸借契約等からなつてゐる。オ二分科委員会は地料価格及び土地復元等を決定する基本様式を含めて当委員会の全担当議題事項に関する意見の一一致を見た旨報告した。

水田の地料価格決定に関して基本様式によると三級水田からカの総生産収入額の三八%で算定することになつてゐる。三級水田の総生産収入額は一九五六年の統計報告(一作物収穫に関する琉球政府が発行したもの)による一九五五年の収穫高に三・八%の増加を見たものとする。二胡作に対し七八%、副産物に対し五六%等の増加を見又精米一升に付き五一・六七セントを乗じたものとする。オ一級からオ五級迄の等級による地料は夫々次のとおりとする。一二〇%、一〇八%、一〇〇%、七二%、六〇%。

畑地地料の率は水田地料の率と同じだが各地域の異なるた生産高と市場要素如何で市町村別に五八%から七六%の差が生ずる。

各市町村に於けるオ一級原野は、畑地の五〇%とする。オ二級原野は、オ一級原野の七〇%とする(価格は現在の収入より、むしろ転換可能性に基づくものと予想される)。オ一級山林及び保安林の地料は、オ五級畑地の三三・三%とする。オ二級山林の地料はオ一級山林の七〇%とする。墓地及び葬所は

科会を賞賛した。

「琉米双方の大多数の人々に納得のいく土地計画を施行する」基礎を確立するためには、この合意は必要であつたし又「私は現地会談の代表ばかりではなくて、また高等弁務官は『可決された計画をできるだけ早く実行に移すためあらゆる努力を払われるでしょう』とも述べた。

同会談は関連事項に関する委員会報告を聽取する目的のため十一月三日再開する旨、意見の一一致を見た。

オ一分科委員会は意見の一一致を見た四つの賃貸借契約方式を提出した。これらの方式は不定期の基本及び総括賃貸借契約並びに五ヶ年或いはそれ以下の

技術的問題が残つてゐるけれども高等弁務官は、ワシントンの土地政策を検討する政府当局へ意見の一一致を見た主要計画をできるだけ早く送付する旨を述べた。また高等弁務官は「可決された計画ができるだけ早く実行に移すためあらゆる努力を払われるでしょう」とも述べた。

同会談は関連事項に関する委員会報告を聽取する目的のため十一月三日再開する旨、意見の一一致を見た。

オ一分科委員会は意見の一一致を見た四つの賃貸借契約方式を提出した。これらの方式は不定期の基本及び総括賃貸借契約並びに五ヶ年或いはそれ以下の

技術的問題が残つてゐるけれども高等弁務官は、ワシントンの土地政策を検討する政府当局へ意見の一一致を見た主要計画をできるだけ早く送付する旨を述べた。また高等弁務官は「可決された計画ができるだけ早く実行に移すためあらゆる努力を払われるでしょう」とも述べた。

同会談に於いて、土地復元に関する委員会の建議を承認した。土地を当初の状態に復元し、又はその代りに損害補償を支払うべき合衆国の債務は、合衆国が賃借権を終結する時に、合衆国、琉球政府及び土地所有者の間に於いて公正、且つ適当な方法で解決される。オ三分科委員会は、前回の報告の修正提案を提出した。

同会談において、合衆国が一九五九年七月一日以後受けた、土地に対する支払に関する建議を本日

承認した。このような土地の所有者が、長期使用料前払い方法による支払を要請し、琉球政府がこの支払申請を認可する場合、該土地所有者は土地取得の日の次の七月一日から十ヶ年分の長期使用料を受領する。

しかし、合衆国が一九五九年六月三〇日までに不動産権を保持する土地に対する長期使用料前払は、

一九五九年七月一日より十ヶ年の期間のみとする。

三つの琉米委員会に於て協定され、四回の正式会

議に於て承認された事項は、簡単に要約すると次の通りである。

(一) 不定期賃借権及び五年又はそれ以下の賃借権の設定に使用される賃貸借契約書の様式

(二) 農耕地、宅地、商業地、山林及び他の地日の土地に対する年間使用料額算定の評価方法

(三) 賃貸借契約終了時に於ける合衆国による土地の原状復元、又はこれに代る補償、債務の裁定の方法

(四) 賃貸借契約の交渉及び締結、即ち契約の当事者、交渉、所有者の決定、合衆国賃借権の登記及び要求地に対する交渉による賃貸借契約が結ばれ得ない場合の収用手続

(六) 合衆国土地使用料の支払方法

(七) 土地価格を効果的に安定させる琉球政府立法案

(八) 合衆国により取得された賃付土地保有権の処理、即ち賃付土地保有権の賃借権への転換、限定期付土地保有権について供託された資金の処理、及び賃付土地保有権に対する支払を受けた所有者の問題の取扱

(九) 長期間の使用料前払を希望する土地所有者の問題処理の方法は、期間を十年に限定する。

正式会談出席者左記の通り

米国側

ブリス高等弁務官、バージャー民政官、米陸軍工兵隊のハミルトン、フィシュ大佐、米陸軍本部才四課(參謀部)參謀次長ウード・バーリー大佐、

オルコット・丘デミング總領事

琉球側

当間主席、安里立法院議長、与儀立法院議員(民主黨總裁)、知念官房長、久貝法務局次長、長嶺立法院副議長、桑江土地連合会長、渡慶次市町村長副会長、山川立法院土地委員、知花立法院土地委員、安次富市町村委会議長、池原軍用土地連合会副会長

オ一分科委員構成メンバーは次のとおり。

項目についての特別委員会の勧告案を承認した。

本日の全体会議では、琉球人の所有する演習地域の補償方法及び土地使用問題に関し起り得る将来の問題を考慮する恒久的な委員会(高等弁務官による)の設置を提案する。特別の委員会の報告書を承認した。すべての問題(主要問題及び関連事項)について

は、琉米双方の代表者が、相互に望み、意見の一致を見たことに基き解決された。すべての主要問題に關する協定事項は、十月十三日のオ四回正式会談で発表されたが、すべて協定は八月十一日に開かれたオ一回の土地会談後、正式会談のメンバーにより任命された三分科会で種々協議、検討した結果、締結されたのである。

この協議、検討に當つては、琉球側から行政、及び立法院首脳者、法律専門家、立法院土地委員、市町村長及び議長会の首脳者並びに琉球地主連合会首脳者が参加し、アメリカ側からは政治、軍事、外交関係当局及び法律、不動産関係専門家が加わった。ブース高等弁務官が明らかにしたところによると、土地問題の主要論点に関して先日満場一致で意見の一一致を見た。琉米双方の勧告書は、米政府当局の考感のためワシントンに送付された。当日の会談に出席した代表者に対し、ブレス中将は「ワシントンの承

一九五八年十一月三日

オ五回 土地会談に於ける共同声明

琉球列島に於いて、米軍の使用する演習地域補償について琉米土地会談は今日、完全に意見の一一致を見、終了した。琉米双方の首脳者がハーバービュークラブで八月、会談を開始して以来、本日のオ五回目の会談で、土地問題主要課題に関連する県案二事

認を得、又琉球政府地価安定法の制定及び基本並びに総括賃貸借契約締結等、琉球政府のとるべき措置が終了するに当つて、新規土地計画は直ちに実施され得る」と語つた。

ブース中将は閉会の挨拶に当たり、次のように述べた。「私は演習地域の使用に対する補償についての関連事項を、決議出来たことも喜び、本会に於いて到達せられた協定は、琉球人土地所有者及び合衆国にとつて、極めて満足すべきものとなることを信じております。本会は予定されている会議の最後のものであります。将来にござましても、このような会議の開催が必要とされることがあるかも知れません。その時まで、分科委員会及び本会議の琉米双方の代表者の方々にその精勵と勤勉さ、又調和のとれた相互関係及び勧告された新しい土地計画の主要事項及び関連事項を解決された努力に対しまして私はここで再び感謝の意を表します。

続いて当間主席も次の通り閉会の挨拶を述べた。

「八月十一日のオ一回会談から本日のオ五会談に亘つての琉米相互の委員の相互理解の努力によつて今日、土地問題について最終的解決を見たことを感謝します。この解決方法は米本国政府の承認を得ることと信じ、又そのことは将来沖縄に於ける諸問題に

について調査、証拠調べ、及び高等弁務官への勧告」する目的で早急に常任委員会又は裁定所を設ける。同委員会は軍用地に関連して生ずる損失・・・建築物、墓その他工作物の撤去にともなう損失、漁業権並びに水利権の制限による損失、農作物及び立木、竹の損失、離作及び近傍財産等に關して検討する。特別委員会長は琉球政府法務局次長久貝良順及び民政府法務顧問ジョン・P・キング大佐、委員会メンバーは仲連側に琉球軍用地連合会長桑江朝功、立法院土地委員会々長知花英夫、琉球軍用地連合会副会長池原新蔵、立法院副議長嶺秋夫。米側は米海兵隊J・S・スカラス大佐、民政府土地課長C・A・クリステイン中佐、米陸軍工兵隊本部ジョン・W・レーン、民政府法務部アービング・アイゼン斯坦の諸氏。

とつてもよい結果をもたらすものと考えます。この機会に於いて、高等弁務官初め琉米双方の代表の方々に厚く謝意を表します。」

演習地域の補償様式に関して次の通り意見の一一致を見た：・・・・・補償は一九五九年三月一日から実施するものとし、支払いは各会計年度末に行われるものとする。演習地域の使用に対する補償算定については、同地域内のすべての土地の等級及び地目はそれぞれの市町村の山林一等地とみなす。支払いは使用機関から市町村長になされ、市町村長は支払いを受けるべき個人、又は政府機関に適当に配分支給する。補償は実際に使用した日数を基準として算定され、左記案に従い支払われる。

一日から二九日迄・・・・・山林一等地の年使用料の百八十一日以上・・・・・山林一等地の年使用料の四十一パーセント、三十日から九十日迄・・・・・山林一等地の年使用料の二十一パーセント、

百八十一日以上・・・・・山林一等地の年使用料の四十一パーセント、六十パーセント

全体会議で承認された特別委員会の勧告に従い、ブース高等弁務官は「土地使用に関する諸問題